

令和8年1月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
1	源泉所得税 (令和7年12月分)	納付期限	令和8年1月13日(水)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和7年11月30日決算法人)	確定申告書 の提出期限	令和8年2月2日(月)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和7年11月30日決算法人)	確定申告書 の提出期限	令和8年2月2日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和8年5月31日決算法人)	中間申告書 の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和8年2月2日(月)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。</p> <p>法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和8年5月31日決算法人)	中間申告書 の提出期限	令和8年2月2日(月)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

「ID・パスワード方式」の新規発行の停止

2025年10月1日以降、初めてe-Taxを利用する方への「ID・パスワード」の新規発行が停止されました。これに該当する者の所得税の確定申告は、「マイナンバーカード」を利用して行うことになります。

但し、既にe-Taxを利用して確定申告を行っている方は引き続き利用者識別番号による申告ができますし、また「マイナンバー方式によることもできます。但し今後の対応については改めて国税庁より案内される予定ですのでご注意ください。

相続税申告への影響については以下の通りです。

「ID・パスワード」の新規発行停止と相続税申告への影響

「マイナンバーカード方式を推奨」

相続税の申告で2025年10月1日以降に初めてe-Taxを利用する方は、「マイナンバーカード」を利用して行うことになります。但し、既にe-Taxを利用している方は引き続き利用者識別番号により行うことができますし、また「マイナンバーカード方式」によることもできます。

フィンテック (Fin Tech)

近年、金融サービスの変化についてフィンテック (Fin Tech) という用語が聞かれます。フィンテック (Fin Tech) とは、金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語です。今や、IT技術 (AI, ビックデータ、ブロックチェーンなどを活用し、スマートフォンを使うことにより、より便利に、より効率的な新しいサービスがめまぐるしく進化しています。そのサービスは、決済 (キャッシュレス決済)、送金、資産運用 (ロボアドバイザーなど)、金融 (クラウドファンディングなど)、家計管理、仮想通貨 (ビットコインなど)、金融データ分析など多岐にわたっています。